

国不国第117号
令和7年1月27日

一般社団法人建設技能人材機構 殿

国土交通省
不動産・建設経済局
国際市場課長
(公印省略)

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について(周知)

標記について、引き続き資材や原油等の価格高騰が懸念される中、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請企業に対する適切な代金支払等の確保について、その経営の安定性・健全性を確保するため十分な配慮が必要であることに鑑み、建設業者団体に対し、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」(令和6年12月13日付け国不建推第64号、国不建振第105号、国官参建第47号、別添1)を通知したところです。

当該通知において、建設業者団体が団体傘下建設企業等に対し、建設業法、「工期に関する基準」(令和2年7月20日中央建設業審議会勧告・令和6年3月27日改定)、「建設業法令遵守ガイドライン」、関係法令や企業として社会通念上守るべき企業倫理等を遵守するほか、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づく「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」(令和5年6月13日閣議決定)の趣旨及び当該通知に記載の事項に十分留意し、下請契約における適正な工期の確保、適正な請負代金の設定及び適切な代金の支払等、元請負人と下請負人の間の取引の適正化及び施工管理のより一層の徹底に努められるよう、会議や講習会の開催等により下請負人の選定に関与する全ての者に対して指導されるよう求めているところです。

貴団体におかれましては、当該通知の趣旨及び内容を十分にご理解いただくとともに、貴団体の正会員団体及び賛助会員に対し、当該通知を周知いただき、適切な取組の徹底等に努めていただくようお願いいたします。

なお、公共発注者に対する通知(令和6年12月13日付け国不建推第66号、国不建振第107号、国官参建第49号、別添2)及び主要民間団体に対する通知(令和6年12月13日付け国不建推第67号、国不建振第108号、国官参建第50号、別添3)においても、適切な取組を徹底していただくよう周知する旨依頼しているところですので申し添えます。